

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『旭川地家裁の防災対策(大規模停電時の対応の在り方)について』

- 1 開催日時 令和元年12月5日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者
地裁委員 阿部一喜, 井内敏樹(兼務), 稲毛典子, 栗原壯太(兼務), 黒川伸一, 野崎幸宏(兼務), 廣田善康, 三田村忍(兼務), 湯川克彦(50音順・敬称略)
家裁委員 井内敏樹(兼務), 石田悦啓, 井上雄樹, 栗原壯太(兼務), 佐野智子, 田岡薫征, 永山昌史, 野崎幸宏(兼務), 三田村忍(兼務)(50音順・敬称略)
事務局 青木仁地裁事務局長, 宮木隆壽家裁事務局長, 河端英也地裁事務局次長, 石田正人家裁事務局次長, 田村優地裁総務課長, 我妻敬祐地裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員交代の報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 説明等

事務局から, 旭川地家裁の防災対策(大規模停電時の対応の在り方)について次の説明を行った。

ア 昨年の北海道胆振東部地震における大規模停電時の旭川地家裁の状況等について

イ 今年度の防災訓練の実施結果について

ウ 災害備蓄品の展示について

(5) 意見交換等

委員長 これから意見交換を始めさせていただきたいと思います。まず、災害備蓄品の整備状況に関してでございます。先ほど災害備蓄品を御覧いただきましたけれども、委員の御所属の各機関の備蓄品の整備状況等について伺った上で、裁判所の備蓄品の在り方、ほかにどのような備品を整備すべきかなどについて御意見を伺いたいと思っております。当庁では昨年の大規模停電の発生を踏まえて、先ほど御覧いただきました、手回し充電によって携帯電話の充電もできるという充電機能付き・ライト機能付きのラジオや断水時に貯水可能な水タンク、けが人が発生した場合の応急処置に備えて各課室に応急処置用の救急セットを整備したというところでございます。各機関の災害備蓄品等の整備状況についてお教えいただければと思います。

委員 どのようなものを備蓄しているかは正確には把握していませんが、大学の場合、大規模停電等の災害が発生したときには、速やかに学生を帰すというのが基本になっており、学生が大学に長期間留まっていることを想定していないので、おそらく食料品や水はそれほど用意していないと思われま

委員 私も全てを把握していませんが、大学では、誰かが長期に滞在するといったことを想定していません。体育館等がありますので、もし、そこが避難所になるようでしたら、行政の方から備蓄品が搬入されることになるかと思

委員 先ほど裁判所の備蓄品を拝見しましたが、大学で最初に考えるのはトイレの問題です。水は全てモーターのエアポンプで汲み上げているので、停電により断水が起きた場合はトイレの問題が一番大きく、水洗トイレが動かなくなってしまいます。当面の対応として、簡易トイレの数を備えるというのは、大学としてもいいのでは

ないかと感じました。

委員長 大学では例えば、帰宅困難者に宿泊場所として提供するという事態は想定していないのですね。

委員 はい。

委員長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

委員 職員向けの備蓄品としてはそれほど用意していません。避難が始まると、職員は、避難所の運営等を行わなければならないので、避難所の備品・備蓄品、例えば、アルファ化米や水などは、それぞれの基幹となる避難所には備え付けておりますし、暖房のコークストーブや地下水を汲み上げるポンプ等も整備しています。避難所では、職員がそれぞれ備蓄品を使いますが、施設の維持のための備蓄品というのは特に用意していません。昨年の大規模停電、ブラックアウトのときには、非常用電源がない状態でしたので、現在整備しているところです。ポータブル発電機については、十数台整備していますが、それだけでは総合庁舎全部の電力を賄うことはできませんので、来年の一、二月には非常用電源を設置する予定になっています。

委員長 ほかの公的機関はいかがでしょうか。

委員 当庁は裁判所と同じように、非常用電源等の設備も設置されておりますし、備蓄品についても水や食料品そのほか医療用応急処置セット、携帯用のトイレ等同じようなものを備蓄しているところでございます。当庁で現在問題になっているのが、全ての備蓄品を倉庫に置いている点です。先ほど説明の中にも出ましたが、いざ使おうとなったときに全部まとめて置いてあって、昨年は、どこに何があるのか分からなかったという事例が発生しました。物によっては分散してきちんと置くべきではないかというところもあるので、備蓄品の整理をいろいろ進めているところでございます。

委員長 先ほど備蓄品の状況を御覧いただいたわけですが、例えば、こんなものが更に必要ではないかとか、ほかにどのような備蓄品を整備すべきかといった点についても、御意見をお聞きしたいと思います。

委員 私は病院に長く勤務していたので、その組織の防火などを思い出してお話したいと思います。その病院では、大きく災害対策本部組織というものがある、各部署の役割分担が明記されていて、ほかの病院から受け入れるということも考えて、医師会とのやりとりや交流の中で決めていました。対策本部、行動計画という二つの大きなカテゴリーがあって、例えば、何階病棟のどこの患者さんが重傷で、どこが火事だという設定で年一回必ず訓練をしていました。第一次消火というのをやっていたり、患者を避難させるというのも、それが昼間か夜間かで随分違ってきますし、避難したら患者さんの重症度に応じて、治療の順番を区分けしていくトリアージについても、重症だったら赤い紙、中くらいだったら黄色、軽傷なら緑色、といったように、避難後の対応訓練を行っていました。災害対策運営としては、病院ができて一、二年後くらいに自家発電装置が設置されました。病院としてはライフラインが最も大事だということで、手術中に停電するときもありますし、医療機械については電気で動いているので、そういった対応をしているということです。去年の胆振東部地震の停電の際は、私が住む病院の近くの地域では30分くらいで電気が復旧しました。私の推測ですが、病院の近くだから配電がすごく早く行くようになっていたのかと思いました。このように、病院では年一回訓練をしていましたが、やっぱり自家発電装置が一番だと思います。そして二番目に通信手段とか上下水道の完備とかの検討を行ったと記憶しています。

委員長 備蓄品の関係で、ほかに御意見はございますでしょうか。

委員 裁判所職員の数からすると、かなり少ないのではないかと思ったので

すが、向かいに自衛隊があつて、そこにはかなりの数の備蓄品があると思われまし、何かあればすぐ協力していただけるのかと思いますので、本格的に裁判所だけで対応するのは大変でしょうけど、関係機関との協力関係というか相互に協力し合い、情報共有できればいいのではないかと思います。

委員長 弁護士会は、ある程度の備蓄品など用意されているのでしょうか。

委員 確認したところ、全く用意していないとのこと。

委員長 ほかに備蓄品の関係で御意見ございますでしょうか。

委員 当協会は、商業施設の中に入っているものですから、全く備蓄というものはしていないとのことでした。この前の大規模停電のときも、勤務の者については、徒歩や自転車で一応職場に行ったのですが、商業施設自体に電気が来なかったので、お昼ぐらいにはみんな解散という形になりました。二日目もバスが止まっていたが、商業施設は街中であつて電気は通っていましたので、みんな同じように徒歩等で通勤して、勤務しました。ただ、商業施設では、火災発生時の防災訓練について年二回くらいは実施するのですが、大規模停電とか地震が本当に来たときの防災対策については、行っていないというのが実情です。上の者にも聞いたのですが、旭川の場合は、狭いので何かあつても歩いて帰れるという部分があるということでしたが、旭川で大きな地震が来たときに、本当に歩いて帰ることが可能かどうかは少し考えてみなくてはいけないところだと思つた部分です。それと、北海道は冬がありますので、何日間か帰れないというときに、どれくらいの備蓄品、どういう保温設備がなければいけないのかというところは、旭川はあまり地震等の災害がない地域ではありますが、考えなければいけない部分だと思つます。

委員長 裁判所の備蓄品を御覧いただいた感想はいかがでしょう。

委員 全体的には揃つていると思つますが、停電等が長期間になつたときに

どうかというところは考えなければいけないと思います。

委員長 次に、防災訓練の実施状況についてお伺いしたいとします。ここでは、各機関・団体におかれて防災訓練を行っているか、あるいは行っている場合はどういう内容の訓練をされているかというような実情を御紹介いただければと思っております。

例えば、報道機関等では緊急ニュースの訓練などを行っていると聞いたことがあります。新聞社の防災訓練の実情について、お教えいただけますでしょうか。

委員 実は防災訓練自体、あまり記憶にありません。むしろ報道なので、災害時は出ていかなければならず、取材の訓練は行っていますが、防災という形で訓練した記憶はあまりないです。取材については、昨年の胆振東部地震がありましたので、それを教訓にして月に一回程度は必ずバッテリーのチャージとか食料とか無線の状況とか定期的なチェックを行っています。先ほど裁判所の備蓄品の中にも出ていましたけれども、発電機については、当社では、小さな支局も含めて整備していましたが、いざ使おうと思ったら全然使えなかったという非常に苦い記憶があり、定期的にエンジンをかけることをやらないと全然使えないということが分かったので、その点は口を酸っぱくして伝えています。発電機に関しては、裁判所だと公用車という形になると思いますが、社用車を更新時には、電源でもガソリンでも使え、電源としてもコンセントにつないで使えるPHEVという車に更新することとしており、今のところ、最終的に全ての車をPHEVにしようということになっています。

委員長 災害発生時の緊急報道訓練というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

委員 震度5以上になったら、連絡しなくてもいいからとりあえず集まる、そういうものはありますが、実際にシナリオに沿った訓練というのは、

新聞に印刷する訓練はいろいろやっていますが、取材については、あまりやっていないというのが正直なところです。

委員長 それでは、官公庁では、防災訓練の状況はどのようなものでしょうか。

委員 当庁は、同じ建物の中に、別の機関が入っておりますので、その機関と合同で防災訓練を行っています。今のところ年一回の実施ですが、先月、火災が起きたという設定で、消防の方に来ていただいて、実際に避難する消火訓練も併せて防災訓練を行っています。

委員長 この点、市役所での状況はいかかでしょうか。

委員 庁舎そのものについては年一回、どこかで出火したという前提で訓練を行っており、市民の方を対象とした訓練も、年に一、二回やっています。先ほどお話のあった冬期間についても、一晚寝ていただく訓練を取り入れているところです。洪水などを想定して、バスに乗って避難所に行くというようなことを住民の方と一緒にやるということも、全エリアではないですが、エリアを決めてやっています。市民対象の避難訓練はそのほか通常訓練も含めて、年に一、二回はやっています。

委員長 その場合の災害の想定というのは毎回変えて実施しておられるのですか。

委員 そうですね、地震であったり、旭川はやはり、水の災害が多いので、洪水等の設定でやっています。大規模停電という想定では聞いたことがなく、おそらくやっていません。

委員長 大学での訓練の状況というのはいかがでしょう。

委員 教育機関は、年一回消防署に入ってもらって避難訓練をやらなくてはいけないことになっているはずで、春か秋に必ずやっています。訓練に臨む方の意識ですが、学生の方は何となく慣れているし、分かっている訓練なので、傍目に見ていてもあまり緊張感がないですが、教職員の立場になって初めて気づいたことは、防災訓練は逃げるのが目的ではな

く、その裏で教職員の方が役割分担をして、連絡班とか何々班とか考えたり、それに伴って非常用設備が使えるかどうかのチェックをしたり、負傷者の引渡しの訓練をしたり、実はそちらの方がメインであるということです。きちんと組織として自衛の消防隊を組んで役割分担等をしていくことのチェックをメインとして、年に一回行っているという状況です。教職員としては、大学生を教員として養成する立場にあるので、教職員側の立場ではこのようなことをやっている、それが本来の防災訓練であるということを少しずつ学生に伝えていくことで意識を高めていくことが必要だという話をこの前の防災訓練の反省点で上げていました。

委員 当大学も同じように、年一回地震及び火災ということで防災訓練を実施しています。状況は全く同じで、学生にいかに関心をもたせて参加させるかということに骨を折ってしまっていて、今年は学生にはいつやるということを事前に知らせないで抜き打ち的な形で実施しております。抜き打ちでやると学生は結構驚くこともあって、今年は割と効果があったのではないかという気はしております。

委員長 次に、帰宅困難者・避難者の受入れ、周辺施設との連携状況についてお話をいただければと思います。当庁の場合で考えますと、仮に避難者を受け入れるような事態になった場合には、旭川市との連携が考えられます。例えば、公共交通機関が停止して、帰宅困難者あるいは避難を求め方が裁判所に避難をしてきた場合、携帯電話を充電したい方がいたとしても、当庁としますと、やはり裁判事務のために電力を優先的に使用しなければならない状況がありますので、旭川市指定の周辺の避難所である旭川北高校ですとか、旭川藤星高校、それから避難場所である花咲スポーツ公園、こちらのほうに御案内せざるを得ないと思っております。ところでございますが、それで差し支えないということによろしいでしょうか。

委員 基本的にはそれで良いと思っております。昨年のブラックアウトのときも全避難所ではないですけれども、本庁舎や各公民館、支所などでは携帯電話の充電ができる拠点として設置したところでもありますので、同じようなことが起きれば同じような形で広報もしてまいりますし、そちらの方に誘導していただいて構いません。避難ということであれば、指定の避難所に誘導していただければと思います。

委員長 ほかにも周辺施設との連携や避難者の受入れの対応というのを考えておられることがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 当庁でも避難者を受け入れる態勢ということで、備蓄品については当然職員だけではなく、避難者が現れた場合も含めて用意しているところがございます。おそらく多くの避難者を受け入れられるほど、当庁の建物は大きくないので、大規模な人数を受け入れるというところまでは想定していないと把握しています。隣がスポーツ公園ということもありまして、おそらく冬季などに避難した方で暖をとりたいという方が来て、食料品や水がない場合に一時的に避難していただくということでの機能を想定していると把握をしているところがございます。

委員長 先ほど病院の状況についてお話がありましたが、避難者が病院に来られるということは、一応想定はしておられたのでしょうか。

委員 訓練シナリオでは想定していたと記憶しています。

委員長 大学の対応はいかがでしょうか。避難者の受入れなどの用意はあるのでしょうか。

委員 基本的には全く想定していません。ただ、広大な駐車場と体育館がありますので、そういう要望が出てきたときに、何らかの対応を取ることになるのではないかと話を伺いながら考えていたところでした。今後の課題として、大学に持ち帰りたいと思います。

委員長 そのほか、そのような備えはあるのでしょうか。

委員 当会は建物が小さく、受入れということは全く考えていません。

委員長 次に、法廷等の事件関係室の照明の点灯状況等についてです。法廷の照明の点灯の状況につきましては、先ほど御説明したとおりでございますが、当庁では、自家発電装置が稼働する時間が限られておりまして、先ほど御紹介しましたとおり、約8時間程度ということでございます。この自家発電装置の稼働が停止すれば、法廷が開けないという状況となってしまいますし、自家発電装置が稼働中であっても、必要な明るさが確保できないと開廷できないという状況になってしまいます。去年の地震におきましては、旭川のこの庁舎では、地震当日の午前中に電力が復旧しましたので、大きな影響はなかったわけですが、この札幌高裁管内の裁判所でいいますと、復旧まで一、二日間かかった裁判所もありました。各機関・団体の施設において、照明等電力が利用できない状況が発生したかどうかというようなことにつきまして、今後の対応、先ほど自家発電装置の整備などの話もありましたけれども、今後どういう対応を考えておられるのかについても御紹介いただければと思います。

委員 当庁においても総合庁舎については、割と早く通電しました。避難関係の対応を行う場所として、早めに通電をしていただいた状態です。私どもとしては、電気がなければ電話も受けられなくなる、インターネットも使えなくなるということで、現在、来年の一、二月に向けて、自家発電の設備を設置しているところです。私は、去年の地震の際には別の部署、別のビルにいたのですが、機械警備を解除するのに非常に手間取ったというのが実感で盲点だったと思います。庁舎の中に入れなかった時間が一時間程度ありましたので、そこは大きく反省しなければならないと感じております。

委員長 この点、大学の状況はいかがでしょうか。

委員 地震、停電が起きて、約30時間後に復旧しました。ちょうど去年の

9月6日というのは、夏休み期間に入っていて、授業がない状況でした。ただ、学生が教育実習に行っている時期でしたので、教育実習先も同じような停電の状況で、来なくていいと言われてたり、生徒児童の安否確認を手伝ってほしいと言われてたところもあったようで、大学としては、実習先とのやりとりは実習生に任せていました。大学は普段の授業はなかったのですが、本来であれば、こんな状況なので大学に来ないでくださいといった掲示をホームページに出す手筈になっていたのですが、ちょうど地震の前の日あたりに本部キャンパスの地域で突風が吹いて、地震とは別の原因により停電が局地的に起こってサーバーがダウンして使えなかったという事情がありました。もともと授業のない期間だったことでもあります。大学生には普段から自分の身は自分で守りなさい、無理して来なくていいですよと伝えてありましたので、特に混乱はありませんでした。

委員 私たちの大学では、電気は割と早く復旧したのですが、やはり実習の学生がおりまして、実習に行くのか休むのか連絡が取れなくなって、ホームページの更新もできない状況になってしまったのが、大学側の反省点です。災害復旧後は、そういった際に、欠席をする又は休講にするといったルールを明確化して、あらかじめ学生には4月の段階で周知徹底しておき、あとはそのルールに従って休む、学校に出てくるといったことを学生の判断に任せるという形で統一的なルールを定めたという対応をとっております。

委員長 ほかの状況はいかがでしょうか。

委員 当日は午前9時までの出勤だったのですが、商業施設自体に電気が来ていなかったので、勤務にはならず、先ほども申しましたように、お昼ぐらいで全員解散という形でした。街の中でしたので、午後には電気が通ったと思います。翌日は電気が通っていらしたので、通常勤務で

した。

委員長 当日来なくていいですよという連絡をするのに特に支障はなかったのですか。

委員 基本行くという形ですね。当日はバスも運休していましたが、何の連絡もなかったのですが、徒歩や自転車などで全ての職員が出勤していました。

委員長 何とかして御出勤されたということですか。

委員 そうですね。ただ、停電していたので、自動ドアも開かず、外で待機するような形でした。

委員長 そのほか停電等の状況を教えていただけますでしょうか。

委員 当日旭川にいなかったもので聞いた話ですけど、ビルに自家発電装置が設置されていたので、特に業務に支障はなかったと聞いています。

委員長 その自家発電装置というのは、かなりの時間保つものなのでしょうか。

委員 油の量がどのくらいあるかというのが大事で、管理会社が優先的に給油してくれる業者さんに事前に契約を結んでいるようなので、そういう意味では大丈夫だという安心感を持っています。

委員長 何時くらいに復旧したかはお聞きになっていますか。

委員 すごく早かったということは聞いています。

委員長 次に、裁判期日の変更等についての話に移りたいと思います。お手元に昨年の北海道胆振東部地震、停電の長期化により千葉県に大きな被害が生じた台風15号が発生した際の各裁判所のホームページに掲載された文言を配布してございます。昨年の地震当日の状況については先ほど御説明させていただいたとおりでございますが、停電によって、裁判の当事者等に対する裁判期日の変更の連絡、特に電話ができないということが想定され、そういう場合には連絡方法として、ウェブサイトはその旨を掲載して告知するということが考えられます。来庁が難しい方は無

理をしてお越しいただく必要はありません、などの文言を掲載していますが、これらの掲載文言についての御意見をお聞きしたいと思います。また、裁判の期日や裁判所の業務を実施する又はしないということの告知の方法についても、委員の皆様方の御意見をお聞きできればと思っております。

委員 ホームページの掲載の文言は、この文言で理解できると思います。私の立場からすると、地震当時は停電で、事務局も一切電話を使えない、ホームページも見ることができない状態で、携帯電話だけが唯一連絡を取れる手段だったもので、携帯電話で裁判所に電話をかけて確認させてもらいました。そういう人がいれば、裁判所の電話ももしかしたら殺到してしまうかもしれないので、それで裁判所の方もきちんと対応していただけたのではないかと思います。

委員長 私も実感したところですが、停電になると電話も使えなくなるので、仮に電話も通じないとなったときにどのような告知の方法が考えられますでしょうか。

委員 やはりよく言われるのはラジオではないでしょうか。災害時にはラジオを聴きましょうという話も聞きます。ラジオは乾電池があれば聴けますし、FMラジオのローカル放送も随分情報取得に役立ったと聞きますので、そういう方法も考えられるかと思います。

委員 私どもの会社でも、先ほどお話があったように、電気錠だったので会社に来たけど入れないという事態が生じまして、正面玄関にはとりあえず紙で臨時休業というような紙を出して対応したということと、それに絡んで通常の鍵で入れるドアもあったのですけれど、その鍵を誰が持っているのかというのが周知されていなくて結局その鍵を持っている者に連絡がつくまでに時間がかかったといったことがあり、それ以来、LINEで情報を共有する形となりました。私もLINEは分からなかった

のですが、いわゆるガラケーでも使えることが分かったので、全員でLINEを利用することとなりました。それとパソコンのデータについては、何かあったら困るということで、それ以来、毎日夜に自動的にデータのバックアップをサーバに移すような契約をしたということがありました。

委員長 当日は、調停委員として裁判所の期日を行うかどうかというのは電話で確認したのでしょうか。

委員 そうですね。

委員長 先ほど大学でも学生が来るか来ないかということについては、告知の問題があったということをお話いただきましたけれども、このホームページの文言や告知の方法につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

委員 文言についてはこれでよろしいかと思えます。告知の方法については、大学側でもかなり考えていますが、究極的には、ホームページが更新できず、学生のスマホが使えなくなった場合には、適切な段階で大学から連絡を取ることはできないだろうという判断をしております。そういったこともあって、連絡が取れない場合にどうするかということで、大学側が現在検討しているという状況にあります。

委員長 何か具体的な話は出ているのでしょうか。

委員 私は経済学部にも所属しているのですが、経済学部は、実はあまり切羽詰まった状況にありません。学生が来てしまっても、今日は授業がないから帰ってね、で終わりなのですが、実習がある学部だとそういう訳にはいかないのです。実習がある学部では、先生方が個人的に相当苦勞されながら、連絡を取るという形で落ち着いていると思います。大学全体としては、最終的には学生の自己判断に任せるということになっております。

委員長 そのほか、裁判所の告知方法などについて何か御意見はございますでしょうか。

委員 関係される方が見たときに分かるようになっていくという御意見が多いので、よろしいかと思いますが、あまり裁判所に関係がない方が見たときに、「全ての事件等の期日を取り消す」という表現については、一般の人がこれを読んで、「今日は臨時休業ですよ」というところまでつながるかどうか、この文言では少し分かりにくいかもしれないという印象を持ちました。

委員長 裁判所としてはどうしてもやらなければならない業務が別にありまして、例えば刑事事件の勾留手続等の業務については、これはなかなか災害だからできませんということにならないので、「完全に閉廷しています」といった表示が難しく、このような表現になっていると思います。確かに、裁判所と関係がない方から見たら、分かりにくいかもしれないというのは御指摘のとおりだと思います。

この告知の方法についてですが、報道機関にお願いしてやっていただけないかというところですけど、例えば、開廷します又はしませんということを新聞社の方でインターネットニュースなどに載せていただくといったこと、あるいはほかの周知方法などについて何か考えられることはございますでしょうか。

委員 新聞・紙もインターネット・電子版もそれはもちろん可能だと思いますが、要するに、電話がつながらない、ホームページも見られないとなったときにどうするかということが一番問題なのだろうと思って聞いておりました。可能なかどうかちょっと分かりませんが、震度6だったら自動的に期日は取り消すとか、どれくらいの震度がいいのか非常に難しいと思うのですが、少なくとも震度がこれくらいになったらやめますよというルールを事前に作るのが一番大事なのではないかと思いまし

た。9月6日の胆振東部地震の際は、旭川は震度4とそれほど大きな地震でもないのに停電してしまったという珍しいケースだったと思うので、そういう場合は当てはまりませんが、ある程度の基準を作っておくというのは大事かと思いました。

委員長 今のお話にも出ましたとおり、基準の話でございますけれども、裁判期日の変更等については、裁判の進行に関することですので、基本的に裁判官が判断すべきことになるわけですが、御指摘がありましたとおり、連絡がつかないという事態を想定しますと、当事者の安全も考慮して、何らかの基準を設け、この基準に従って、期日の変更等を判断することが考えられるかと思えます。期日の変更等の判断を行うにあたり、どのようなことを考えて基準を設けたらいいかということにつきましても御意見を伺えればと思えます。

委員 災害といってもいろいろなものがあり、自然災害もあれば、人災になるような事件・事故等もあるので、一律に基準を決めるというのは難しい面はあるとは思えます。例えば、避難指示など強い警告が出されたり、そこまでいかない段階でも、北海道は最近では冬でも台風並みの低気圧が来て、大変な大雪になって交通機関がまひしたりするということもあるので、事前に分かるようなものに関しては、このレベルの警告が出たら、期日を取り消す、延期するという対応をあらかじめ裁判所の方で設けてもいいと思えます。いつ起こるか分からない地震や噴火などに関しては、震度で分けるというのも一つの方法かもしれませんが、旭川の管内はかなり広く、管内支部の事件をどうするのかなど悩ましいところもありますので、その辺はここにいらっしゃる委員の方の意見も参考にしながら法曹三者等で協議していく必要があるかと思えます。

委員長 期日変更につきましては、昨年の例でいいますと、信号の状況などの交通状況、安全面でも判断をするということになるかと思えますが、昨

年の停電の際など、各機関で来庁者にどのような対応をとられたかということについてもお聞きしたいと思います。

委員 地震のとき、ちょうど会館の建て替えをして、仮事務所の方に移っておりまして、仮事務所では一日半ほど停電が続いたので、職員は自宅待機、事務所や会館は復旧するまで閉じていましたので、来庁者等については分からないです。

委員 当庁の場合は、来庁予定者以外に、来庁者はおりませんでしたので、来庁予定者に個別で携帯電話等を用いて連絡をとったと聞いております。特段連絡がつかなかった者はいなかったと聞いております。

委員長 それでは最後に、災害発生時に、裁判所・弁護士会・検察庁間で統一的な連絡方法を定めておいた方が良いかという点について御意見をいただければと思います。

委員 弁護士会の場合は、会員が会館にいることは稀で、各事務所にいると思いますが、会員の安否確認はやらなければいけないという話も出ています。旭川の場合はまだ連絡網のようなものもできていませんが、メーリングリストはあるので、メールを見ることができれば安否確認ができるということになります。今回の期日変更等の問題に関して、私も地震当日は確か債権者集会が入っていて、事務所は先ほどと同じように施錠されてしまって事務所に入れなかった状態でしたが、転送電話サービスに加入していましたので、携帯電話に転送するようにして、裁判所からの連絡は取れる状況でした。連絡が取れるときはいいのですが、会として、共通の期日変更の連絡をするというのはなかなか難しいと思うので、会の方で全員の携帯電話をきちんと把握して、裁判所から期日の連絡先などの問合せがあれば、会から情報提供するというようなことは考えられるかと思います。

委員長 例えば、会を窓口として、弁護士の方に連絡を取ってもらうというこ

とは考えられるでしょうか。

委員 今、お話があったとおり、電話での連絡網のようなものは特に用意してはいないので、今後携帯電話を持っている会員の携帯番号を全て把握して、その情報を提供するとか、会を中継して連絡するということは検討の余地はあると思います。メールはメーリングリストで、例えば、この札幌地家裁のホームページの掲載文言のようなもの、「明日以降の期日を取り消すという連絡が裁判所からありました」ということをメーリングリストで流すことは可能と思います。刑事関係の連絡等で会の方で携帯電話の番号を把握している会員も結構な人数はいますので、全会員の情報を把握しておくというのも不可能ではないと思います。

委員長 検察庁として何か統一的な連絡方法を定めるということのお考えはいかがでしょうか。

委員 当庁の場合、窓口というか一か所に御連絡いただければ対応できますので、例えば、本日全部期日は取消しという連絡であれば、個別の検察官に連絡していただく必要等はないかと思っております。また、勾留関係などは、先ほどのお話にもあったとおり、こちらが判断した上で裁判所に御連絡することになると思います。おそらく裁判所と当庁は、それぞれの窓口で御連絡させていただく形になるか、電話がつながらないときは、建物が隣ということもあり、職員が直接行き来するという話になるかと思っておりますので、問題ないかと思っております。

委員長 管内支部において、例えば、管内支部の裁判所と検察庁とで連絡が取れないような場合に、検察庁の本庁を通じて連絡するということは可能でしょうか。

委員 可能かと思えます。当庁でも緊急のときの連絡体制の整備はしておりますので、管内支部裁判所と検察庁とで個別に連絡してもらうことが駄目ということではないですが、非常時ということであれば、本庁同士で

まず連絡を取り，管内には，当庁の本庁から連絡をするということは十分対応可能だと思っております。

委員長 貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

(6) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし，テーマを「旭川簡裁における諸手続について」（仮題）及び「家庭裁判所調査官の役割について」（仮題）として，令和2年5月13日（水）午後1時30分に開催することとされた。

(7) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 令和元年度第 2 回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（12月5日開催）の進行予定（レジュメ）
- 資料 2 旭川地方・家庭裁判所災害備蓄品一覧表（委員会当日に展示したもの）
- 資料 3 令和元年度防災訓練における災害等の設定
- 資料 4 平成30年9月6日の札幌高地家裁のホームページ掲載文言（北海道胆振東部地震）及び令和元年9月9日の最高裁ホームページ掲載文言（台風15号の発生）

（配布資料添付省略）